

## 平成 26 年第 1 回東浦町議会臨時会議案等一覧表

### 1 議案等

区 分	件 数	
	平成 26 年第 1 回	
1 条 例	3	
(1) 制 定	0	
(2) 全 部 改 正	0	
(3) 一 部 改 正	3	
(4) 廃 止	0	
2 予 算	4	
(1) 一 般 会 計	1	
(2) 特 別 会 計	2	
(3) 企 業 会 計	1	
3 その他の議案等	0	
計	7	

### 2 専決処分

区 分	件 数	
	平成 26 年第 1 回	
1 承 認	0	
(1) 条 例	0	
(2) 予 算	0	
2 報 告	3	
計	3	

平成26年第1回東浦町議会臨時会議案等概要  
(予算関係議案を除く。)

第1 報 告 (専決処分)

1 損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

公用車選手時の過失による物損事故について

事故発生年月日	概 要	町の損害賠償額
平成26年8月4日	午前9時頃、職員が生路交差点付近の道路から国道366号へ右折しようとしたところ、職員が運転する車両の前を通過しようとする自転車を視認したため、当該自転車の通路を確保するために当該車両を後方に移動した際、他の車両の前面と衝突し、当該車両のナンバープレートを破損させた。	22,140円 (過失割合100%)

2 損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

公用車選手時の過失による物損事故について

事故発生年月日	概 要	町の損害賠償額
平成26年9月7日	午後4時30分頃、被害者が自己所有の車で町道藤江42号線を北から南へ走行していたところ、当該車両の右前輪が、町の管理する道路の陥没部分に落下し、当該車両のホイールに損傷を与えた。	11,340円 (過失割合50%)

### 3 工事請負契約の変更について

地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

工 事 名	三丁公園整備工事 (25-6)
契約金額	変更前 50,760,000円 変更後 55,689,120円 (4,929,120円の増額)
契約の相手方	知多郡東浦町大字藤江字柳牛28番地の1 東浦土建株式会社 代表取締役 長坂勝之
変更理由	植栽工の増工等により公園施設の基盤整備事業の進捗を図るため、工事請負契約の変更をするもの

## 第2 議案：条例（一部改正）

### 1 東浦町職員の給与に関する条例及び東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

東浦町職員の給与を改める。

条例施行日：公布の日（勤勉手当に係る改正以外は、平成26年4月1日適用）

#### (1) 東浦町職員の給与に関する条例

##### ア 一般職の給料月額改正

給料月額を平均0.3%引き上げる。

##### イ 通勤手当の改正

使用距離の区分に応じ100円から7,100円までの幅で引き上げる。

##### ウ 勤勉手当（支給割合）の改正

###### (ア) 一般職（再任用職員以外）

100分の67.5 → 100分の82.5

###### (イ) 再任用職員

100分の32.5 → 100分の37.5

(2) 東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例

ア 特定任期付職員の給料の改正

給料月額を1,000円から2,000円までの幅で引き上げる。

イ 特定任期付職員の期末手当（支給割合）の改正

100分の155 → 100分の170

2 東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について  
東浦町議会の議員の期末手当の額を改める。

条例施行日：公布の日

・期末手当（支給割合）の改正

100分の155 → 100分の170

3 東浦町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部改正について

東浦町特別職の職員の期末手当の額を改める。

条例施行日：公布の日

・期末手当（支給割合）の改正

100分の155 → 100分の170